

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第 3 2 5 会計隊長 渡邊 敬明

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LWG1BK00810		63DX1AT4013 0001				1				
品名 または 件名										
2 4 t大型オートリフト定期整備点検 ほか5件										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	UN									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
1 1 後支				各地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
1 1 後支4科 杉村2曹 内2805				令和9年3月31日（水）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、真駒内駐屯地第 3 2 5 会計隊契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月21日（金）9時00分 真駒内駐屯地 第325会計隊

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお未成年、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、北海道地域の資格を有する者であって、「役務の提供等」の登録格付「A、B、C、D」等級の者
 - エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - オ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - カ 「入札及び契約心得」を厳守しているもの。
- (2) 適用条項
- 本入札に関して、「駐屯地用標準契約書」の役務請負契約条項、特約条項として談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (3) 入札の場所及び日時
- ア 場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地 第 3 2 5 会計隊 入札室（0 8 時 4 5 分から入室可能）
 - イ 日時：令和 8 年 8 月 2 1 日（金）0 9 時 0 0 分～
- (4) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。）
 - イ 契約保証金は免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。）
- (5) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札開始時刻に遅れたものによる入札
 - ウ 入札に関する条項に違反した入札
 - エ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
 - オ 電報・電話・FAXによる入札
 - カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 郵便入札による提出要領
- ア 入札書は、「(入札の件名) 入札書在中」と明記し小封筒の中に入れて封印をする。
 - イ 上記(1)の入札書が入った小封筒と資格審査結果通知書(写)を郵便用封筒に入れて、令和8年8月20日(木)の17時00分までに真駒内駐屯地第325会計隊契約班に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第10項の問い合わせ先に通知すること。
 - ウ 郵便入札に万全を期すのであれば入札心得等を確認し、配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (7) 落札決定方式
- ア 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
 - イ 落札決定に当たって、入札書に記載された品目別の総額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該金額に関しては110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする)を入札書に記載すること。
- (8) 契約書の作成
- 契約金額(落札金額に消費税相当額(10%)を加算した額)が100万円以上250万円未満となった場合は請書を、250万円以上となった場合は契約書を作成する。
- (9) その他
- ア 契約の成立時期については、契約書等を作成した場合については、双方が記名押印したときとする。また、契約書等の作成を省略した場合については、入札日とする。
 - イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書(写)を提出すること。
 - ウ 入札に参加する者は次の文面を宣誓し、入札書に記載するものとする。
「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
 - エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - オ 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。
ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
 - カ 入札書には必要事項(品名、数量、金額、納期、納地、入札者の住所氏名及び押印、宣誓に関する文面)を記載すること。
 - キ 本入札は、郵便入札を推奨する。
- (10) 入札に関する事項の問い合わせ先
- 〒005-8543
札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班 (担当: 桑原)
TEL 011-581-3191 (内線3342) FAX 011-581-2569
- (11) 公告掲示場所及び期間
- ア 掲示場所: 真駒内駐屯地第325会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
 - イ 掲示期間: 令和8年8月3日~令和8年8月21日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LWG1BK00810																			
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指	
															使用期限等	引		渡	場	所	定
																搬		入	場	所	検
																グループ	納		期		査
1	63DX1AT4013	0001					UN		1.00								1 1 後支				
	2 4 t 大型オートリフト定期整備点検														1 1 後支 4 科 施設整備工場						
	仕様書のとおり														1 1 後支 4 科 杉村 2 曹 内 2 8 0 5						
							1								令和9年3月31日						
2	63DX1AT4014	0001					UN		1.00								1 1 後支				
	3 0 t 大型オートリフト定期整備点検														1 1 後支 4 科 2 D S 車両工場						
	仕様書のとおり														1 1 後支 4 科 杉村 2 曹 内 2 8 0 5						
							2								令和9年3月31日						
3	63DX1AT4015	0001					UN		1.00								1 1 後支				
	3 0 t 大型オートリフト定期整備点検														1 1 後支 4 科 滝川車両工場						
	仕様書のとおり														1 1 後支 4 科 杉村 2 曹 内 2 8 0 5						
							3								令和9年3月31日						
4	63DX1AT4016	0001					UN		2.00								1 1 後支				
	中型車輛整備用オートリフト定期整備														1 1 後支 4 科 真駒内車両工場						
	仕様書のとおり														1 1 後支 4 科 杉村 2 曹 内 2 8 0 5						
							4								令和9年3月31日						
5	63DX1AT4017	0001					UN		1.00								1 1 後支				
	中型車輛整備用オートリフト定期整備														1 1 後支 4 科 滝川車両工場						
	仕様書のとおり														1 1 後支 4 科 杉村 2 曹 内 2 8 0 5						
							5								令和9年3月31日						
6	63DX1AT4018	0001					UN		1.00								1 1 後支				
	中型車輛整備用オートリフト定期整備														1 1 後支 4 科 函館車両工場						
	仕様書のとおり														1 1 後支 4 科 杉村 2 曹 内 2 8 0 5						
							6								令和9年3月31日						
					- 以 下 余 白 -																

入 札 書

品目別総額

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
2 4 t 大型オートリフト定期整備点検	仕様書のとおり	UN	1		
3 0 t 大型オートリフト定期整備点検	仕様書のとおり	UN	1		
3 0 t 大型オートリフト定期整備点検	仕様書のとおり	UN	1		
中型車輛整備用オートリフト定期整備	仕様書のとおり	UN	1		
中型車輛整備用オートリフト定期整備	仕様書のとおり	UN	1		
中型車輛整備用オートリフト定期整備	仕様書のとおり	UN	1		
	以下余白				
合 計					
納 地	陸上自衛隊真駒内駐屯地		納 期	9.3.31	
入札（契約）保証金	免 除		入札（見積）有効期間		

当社（私・当団体）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第 3 2 5 会計隊長 渡邊 敬明 殿

住 所
会 社 名
代表者名

調達要求番号：63DX1AT4013

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	4910-285-0969-5	仕 様 書 番 号
24t大型オートリフト定期整備点検	1	
	作 成	令和8年7月19日
	変 更	
	作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、真駒内駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する大型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0969-5	2482401	大型車両整備用オートリフト（24t～26t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20.12.15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。
なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

大型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：WSL-P SFU300）

- ・脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・ユニック車使用
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要求番号：63DX1AT4014

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	2482401	仕 様 書 番 号
30t大型オートリフト定期整備点検	2	
	作 成	令和8年7月19日
	変 更	
	作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、真駒内駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する大型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	2482401	2482401	大型車両整備用オートリフト（24t～26t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20.12.15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。

また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

大型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：WSL-P S F U 3 0 0）

- ・脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・ユニック車使用
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要求番号：63DX1AT4015

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	2482401	仕 様 書 番 号	
3 0 t 大型オートリフト定期整備点検	3		
	作	成	令和8年7月19日
	変	更	
	作成部隊名等		第 1 1 後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、滝川駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する大型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	2482401	2482401	大型車両整備用オートリフト（24t～26t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20. 12. 15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。
なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

大型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：WSL-P S F U 3 0 0）

- ・脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・ユニック車使用
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要求番号： 6 3 D X 1 A T 4 0 1 6

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	4910-285-0973-5	仕 様 書 番 号
中型車両整備用オートリフト定期整備	4	
	作 成	令和8年7月19日
	変 更	
	作成部隊名等	第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、真駒内駐屯地内×2台（11後方支援隊）において使用する中型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z - 5 0 0 0 0 2 の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両整備用オートリフト（10 t～12 t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10 t、24 t、30 t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20. 12. 15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があつてはならない。
なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

- 中型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：F T W－１０３３）
- ・移動用チェーン・ローラー交換作業
 - ・前後シリンダー、ヘッドシリンダー脱着定期交換部品交換作業
 - ・各部グリスアップ作業
 - ・オイル交換作業
 - ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。
検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要求番号：63DX1AT4017

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4910-285-0973-5		5	
中型車輛整備用オートリフト定期整備	作 成		令和8年7月19日
	変 更		
	作成部隊名等		第11後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、滝川駐屯地内×1台（11後方支援隊）において使用する中型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z-500002の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両整備用オートリフト（10t～12t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20.12.15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。
なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

中型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：F T W－１０３３）

- ・移動用チェーン・ローラー交換作業
- ・前後シリンダー、ヘッドシリンダー脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要求番号： 6 3 D X 1 A T 4 0 1 8

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4910－285－0973－5		6	
中型車輛整備用オートリフト定期整備		作 成	令和８年７月１９日
		変 更	
		作成部隊名等	第１１後方支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、函館駐屯地内×1台（11 後方支援隊）において使用する中型車両整備用オートリフト定期整備・点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z - 5 0 0 0 0 2 の1,2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両整備用オートリフト（10 t～12 t）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10 t、24 t、30 t）の定期点検要領の徹底について（通達）

〔陸幕武化第556号（20. 12. 15）〕

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があつてはならない。
なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 作業の概要

中型車両整備用オートリフト定期整備・点検（規格：F T W－１０３３）

- ・移動用チェーン・ローラー交換作業
- ・前後シリンダー、ヘッドシリンダー脱着定期交換部品交換作業
- ・各部グリスアップ作業
- ・オイル交換作業
- ・役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物等は処分するものとする

3 監督・検査

監督及び検査は、担当者が定める監督・検査実施要領による。

検査は完成検査とし、検査官の立会の上、機能検査等を実施し合格をもって完了とする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。